

中原区ガイドマップ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中原区役所まちづくり推進部地域振興課が発行する、中原区ガイドマップ（以下「ガイドマップ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第2条 広告主の範囲を次のとおりとする。

- (1) 川崎市及び川崎市が出資、または出捐する法人
- (2) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらが出資、または出捐する法人
- (3) 公共交通機関、ガス、電力会社、新聞、テレビ、ラジオ、市内に本店若しくは支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農協、その他これに類するもの
- (4) 市内の大学や学校
- (5) 市内のデパート、商店街や専門店の連合体
- (6) 市内企業で、区内のイメージアップが図れるもの
- (7) 不特定多数が利用できる市内の文化・スポーツ施設
- (8) その他、中原区役所広告物審査委員会が適当と認めたもの

(広告の範囲等)

第3条 ガイドマップへの広告掲載については、ガイドマップの品位を損なわないもので、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、川崎市広告掲載要綱第5条の規定によるものとする。

(広告スペース)

第4条 広告掲載スペースは、川崎市広告掲載要綱第7条の規定に基づき、中原区長が定めるものとする。

(広告取扱業者による広告主の募集及び選定)

第5条 広告取扱業者が広告主を募集、選定する場合は、本要領に従い、その結果について市に報告しなければならない。

- 2 前項の選定の際に第2条及び第3条の判断に疑義が生じた場合は、速やかに市に判断を求めなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 中原区長は、第2条及び第3条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定するものとする。

2 中原区長は、広告掲載の適否の判断に際し、必要な場合は中原区広告物審査委員会を開催することができる。

(中原区広告物審査委員会)

第7条 中原区広告物審査委員会の組織については、中原区役所広告物審査委員会要綱によるものとする。

(その他)

第8条 その他必要な事項については、中原区長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。